

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	周防大島町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.suo-oshima.lg.jp/seisakukikaku/disclosure.html

執行機関名 周防大島町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	周防大島町乳幼児医療費助成要綱(平成24年周防大島町告示第75号。)による医療費助成に関する事務であって町長が別に定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第一 第3の項 周防大島町乳幼児医療費助成要綱(平成24年周防大島町告示第75号。以下「乳幼児助成要綱」という。)による医療費助成に関する事務であって町長が別に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	周防大島町乳幼児医療費助成要綱(平成24年周防大島町告示第75号。)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 すべて <u>児童は</u> 、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この告示は、 <u>乳幼児の医療費の一部を当該乳幼児の保護者に対し助成することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、子育て費用の軽減を図り、若者定住の促進に資することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		周防大島町乳幼児医療費助成要綱(平成24年周防大島町告示第75号。)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	周防大島町乳幼児医療費助成要綱第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	周防大島町乳幼児医療費助成要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	周防大島町乳幼児医療費助成要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		